



佐世保ロータリークラブ 会長●中島 祥一 幹事●富永 雅弘  
 事務所●佐世保市島瀬町10-12 親和銀行本店内 TEL 0956-22-7720 FAX 0956-25-6323  
 例会場●佐世保玉屋8階（毎週水曜日） TEL 0956-23-8181

平成 19 年 5 月 2 日

第 2,790 回例会

NO 39

《本日》会員数 84名(出席免除会員 24名)・出席 42名・免除者出席 13名・欠席 18名・ビジター 0名・出席率 65.00%

《前々回》会員数 84名(出席免除会員 24名)・出席 46名・メークアップ 14名

修正出席率 100.00%

## 会長挨拶

**会長 中島 祥一 君**

本日は、連休の真ん中の日ですが、ラホヤロータリークラブ訪問のために指定休日足りなくなり例会日となりました。申し訳ございません。

俳句の季語で山笑うと言うのがあります。今の季節がまさに山笑うの瑞々しい山々です。山も笑っていますのでどうぞご寛容のほどを。

昨日の日経に、昭和史の一級資料として富田メモの検証報告が出ていました。その一部に「昭和天皇が靖国神社の合祀のあり方について、明治天皇の創設の趣旨と異なっているとの疑問を抱いていたのではないか。靖国神社へのA級戦犯が合祀され、その上に松岡、白取（白鳥）までもかと不快感を示した。」こんな記事が載っていました。今後、紛争の種にならなければと思います。

もうひとつこんな見出しがありました。「隠れ借金もう隠せない。地方自治体の財政再建制度が半世紀ぶりに見直し。」我々の生活に直接関係がありそうです。

憲法改正論も問題になりそうです。とくに第9条が問題とか、次の参院選まで話題が尽きないですね。連休の中休みごくろうさまです。 感謝

## 例会記録

- 国歌「君が代」
- ロータリーソング「奉仕の理想」
- ゲスト  
地区交換学生 侍依仁<sup>セイイ ジョーン</sup>さん

## 幹事報告

**幹事 富永 雅弘 君****1. RIロータリー財団 国際問題研究のためのロータリー・センター****Judy Gibson マネージャー**

「ロータリー世界平和フェロー」奨学生募集について

7月1日締め切り

**2. 第2740地区ガバナー 田口 厚 君**

- ①2006～07年度会長賞 授与式のご案内  
日時／平成19年5月12日(土) 16時35分～  
地区協議会席上実施  
場所／マリトピア 佐賀市

- ②地区会員増強委員長 江口 泰介 君  
2006～07年度会員増強計画達成へのお願い  
残り2ヵ月で“各クラブ1名純増”のお願い

- ③2006～07年度国際青少年交換委員長  
瀬戸口智彦 君

2008～09年度国際青少年交換学生（派遣）  
の募集について

地区受け付け締め切り2007年7月7日必着  
地区選考会 2007年7月22日(日) 佐賀市に  
て開催予定

**3. ガバナーエレクト 野口 清君**  
地区協議会までに新会員をお一人推薦頂い  
た会員をお知らせください。

**4. 国際ロータリー**  
Rotarian誌5月号

### 理事会報告

下記項目を承認

1. 坂田 邦壽会員より退会届提出について  
(6月末日をもって)
2. 町 孝会員より退会届提出について  
(5月15日をもって)
3. 観桜例会決算について
4. 西海学園高等学校創立記念第45回西海珠  
算選手権大会に於けるロータリークラブ  
賞の授与について  
目 的／小中学生を対象に珠算の振興・計  
数観念の高揚  
奨励金／小トロフィー20個×@1,500  
(30,000円)
5. 6月例会プログラムについて  
6日 太田 晴康ガバナー補佐  
13日 高梨真由美様  
佐世保重工業 歯科予防課  
20日 クラブ協議会  
27日 クラブ協議会

### 委員会報告

#### ■世界社会奉仕委員会

委員長 田中丸善弥 君

ラホヤRC訪問と60周年記念式典の参加、  
無事に終了しました。ラホヤRC訪問の様  
様が現地のネービーコンパスという新聞に載  
りました。また、メキシコからの交換学生だっ

(2)

たマリア・ファロミル・橋本さんの家庭を訪問  
してまいりました。

### 朗遊会より

朗遊会幹事 芹野 隆英 君

4月28日(土) 佐世保CCで朗遊会を15名の参  
加で開催しました。優勝は円田三郎さんでし  
た。また、5月13日(日)は8クラブ親善ゴルフ大  
会です。今日現在17名参加です。

### 退会挨拶

町 孝君

5月15日付で転勤になりましたので、退会  
致します。

### ニコニコボックス

親睦活動委員会 黒木 政純 君

中島 祥一 会長

本日は理事会におくれて来ましたのでニコ  
ニコします。(終わりごろに来ました。)

町 孝君

急な人事異動で5月15日福岡に帰ることと  
なりました。お世話になりました。

松本 英介 君

本日の卓話者 幸良秋夫さんへ

3月には「判決による登記」という立派な  
本を出版され、おめでとうございます。本  
日は、突然の卓話指名でコーラ(幸良)大変  
頑張ってください。

高田 俊夫 君

幸良秋夫さんの卓話に期待します。

円田 三郎 君

先月の朗遊会で優勝をいたしました。若い  
人は、「ガンバッテ」ください。

## 玉野 哲雄 君

先月の朗遊会にてひさしぶりに準優勝をしました。円田三郎さんといっしょにまわっていただき勉強になりました。



ニコニコボックス	本日合計	12,000円
	2/21分	39,000円
	累 計	890,000円

## 委員会タイム

親睦活動委員会 委員長 高田 俊夫君

歌の時間「夏は来ぬ」

## 卓 話

『公証役場あれこれ』

会員 幸良 秋夫君

(佐世保公証役場)



## 第1 遺 言

### 1. 公正証書遺言のすすめ

- 確実・安心であること。
- 家庭裁判所の検認手続を要しないこと。

### 2. 夫婦遺言＝残された者の生活の安定を第1に考えたいとき

- (1) 夫婦が、別々に同じ内容の遺言をする。
  - ①夫の場合 →自分が死亡したときは、遺産の全部を妻に相続させる。
  - ②妻の場合 →自分が死亡したときは、遺産の全部を夫に相続させる。
- (2) 子には遺留分(法定相続分の2分の1)がある。
  - ①遺言の「付言」として、自分の希望・心情(妻又は夫を第1に考えたい)を残しておく。
  - ②遺留分を考えて、子にも財産の一部を

相続させる遺言をする、あるいは生前贈与をする。

(3) 夫婦に子がない場合、相続人となる兄弟姉妹(相続分は4分の1)には遺留分がないので、夫婦遺言をしておく、一方が全財産を完全に相続することができる。

(4) 残された者が死亡したときは、だれに相続させるか決めている場合、予備的遺言ができる。

例えば、①自分(夫)が死亡したときは、遺産の全部を妻に相続させる。

②予備的遺言として、自分と同時又は自分より先に妻が死亡したときは、長男に相続させる。

### 3. 3人の子のうち1人に財産の全部を相続させたいとき

→家業や事業を継いでくれる者、親の面倒をみてくれる者、あるいは先祖供養を行う者など

(1) 財産を相続させる子(例えば、長男)が、残された親(妻又は夫)の面倒をみてくれるか心配がある場合

①遺言の「付言」(希望)として、残された親(妻又は夫)の面倒をみるよう残しておく。

②負担付きの相続をさせる遺言をする。例えば、「財産の全部を長男に相続させる。ただし、長男は、母親(遺言者の妻)と同居してその面倒をみること。」

(2) 他の子には、遺留分(法定相続分の2分の1)がある。

①遺言の「付言」として、自分の希望・理由(なぜ1人に相続させるのか)を残しておく。

※遺留分に反する遺言も無効ではない。遺留分権利者が法定の期間内にその権利を行使したときに、その限度で減殺されるというもの。

②他の子に生前贈与をしておき、その旨を遺言の「付言」に残しておく。

※遺留分算定の基礎となる財産＝相続開始時の財産の額＋生前贈与の額－相続債務の額

- ③遺言で、現金・預貯金の中から、遺留分を考慮した一定額を相続させる旨の遺言をする。
- ④代償遺言をする。例えば、「長男に財産全部を相続させる。ただし、その代償として、二男に金〇〇万円を、長女に金〇〇万円をそれぞれ支払うこと。」

## 第2 離婚

### 1. 養育費の支払の確保＝若年離婚の場合

一定の金銭の支払を目的とする契約の公正証書に、強制執行認諾条項（金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨の陳述）があるときは、判決と同じ効力（執行力）を有する。

- 支払期間が長期に及ぶ養育費の支払については、きちんと公正証書にしておくこと。
- 双方の収入状況、1人当たりの養育費用等を十分に協議検討すること。
  - 車のローンがあるので、養育費は無理。  
→子育ては双方が分担して
  - 相手（妻）が再婚したら、養育費は打ち切る → 再婚イコール養育費打ち切りではない。
  - 収入に見合わない高額の養育費を約束する（約束させる）。→結局払ってもらえない。
- 財産分与や慰謝料と異なって、将来の増減が可能であること。
- 2人がそろって来ること。やむを得ないときは、代理人をたてることも可能であるが、その場合には、親権者の定めや子との面接交渉に関する事項は代理に親しまないので、養育費や財産分与・慰謝料など財産上の給付に限られる。

### 2. 離婚時の年金分割制度の導入＝熟年離婚

#### (1) 概要

離婚等をしたときに、厚生年金又は共

済年金の年金保険料給付記録（法律上「標準報酬」と呼ばれ、保険料の計算や年金額の計算の基準となるもの）を当事者間で分割することができる制度。

- 厚生年金又は共済年金のいわゆる2階部分（老齢厚生年金等の報酬比例部分）が対象。
- (2) 合意分割制度 → 平成19年4月1日から実施

次の条件に該当する場合に、当事者からの請求により、厚生年金又は共済年金の報酬比例部分を分割することができる。

- ①平成19年4月1日以後に、離婚した場合や事実婚関係を解消した場合など。
- ※3月31日以前の離婚は対象外。
- ②当事者の合意や裁判手続で年金分割の割合を定めたこと。

※当事者の話し合いで合意したときは、公正証書を作成するか、当事者が作成した書面に公証人の認証を受ける必要がある。

※按分割合の上限は2分の1（0.5）

- ③請求期限（離婚後2年以内）を経過していないこと。

- (3) 3号分割制度 → 平成20年4月1日から実施
- 次の条件に該当する場合に、国民年金の第3号被保険者であった者からの請求により、厚生年金又は共済年金の報酬比例部分を2分の1ずつに分割することができる。

- ①平成20年4月1日以後に、離婚した場合
- ②平成20年4月1日以後に、国民年金の第3号被保険者期間があること。

※上記に該当する場合でも、平成20年3月31日以前の分について分割しようとするときは、別に合意分割制度による分割が必要となる。

---

### \* 次回例会予告 \*

卓話 九州大学名誉教授 伊藤 智之<sup>さとし</sup>様  
「環境にやさしいエネルギーはあるか」

## 離婚時の厚生年金、共済年金の合意分割制度が 平成19年4月1日から始まります。

離婚時の年金分割の割合等について、当事者の話し合いにより合意したときは、年金分割の請求をする前に、その内容を明らかにした公正証書を作成するか、又は当事者が作成した書面について公証人の認証を受けるか、いずれかの手続きをとる必要があります。

### ◎公正証書を作成する場合

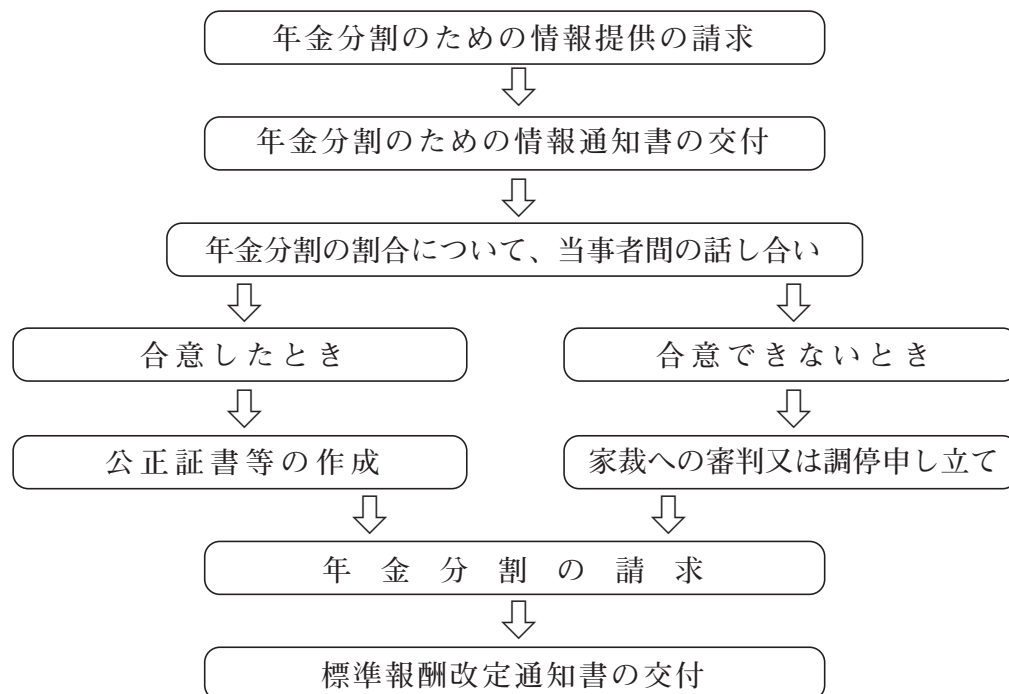
- ① 年金分割のための情報通知書
- ② 印鑑証明書と実印 又は  
運転免許証と認め印

### ◎公証人の認証を受ける場合

- ① 当事者が作成した合意書面
- ② 公正証書を作成する場合の①及び  
②の書類等

※公正証書は、養育費や財産分与・慰謝料等の支払いに関する公正証書と併せて作成することができます。

### 合意分割制度の手続きの流れ



○年金分割のための情報提供の請求及び通知書の交付等については、社会保険事務所（共済年金については各共済の窓口）にお問い合わせください。

佐世保社会保険事務所 TEL 0956-34-1141（代表）

# ラホヤRC訪問報告

中島 祥一 会長



Woltman会長の御宅にて歓迎会



La Jolla の市街地



4/13 David GoodellさんのRanchで Western style のディナー



Davidさんに記念のバナー贈呈



Woltman会長招待ディナー



中島会長 お礼の挨拶

(今週の担当 古賀 巖)

クラブ会報委員会

委員長 古賀 巖

委員 小川 洋・長富 正博  
松尾 文隆・町 孝